
令和3年 第108回（定例）新温泉町議会会議録（第5日）

令和3年6月22日（火曜日）

議事日程（第5号）

令和3年6月22日 午前9時開議

- 日程第1 議案第64号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第65号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第66号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第67号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第68号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第69号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第70号 令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第71号 令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第72号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第63号 西浜財産区管理委員の選任について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 請願第1号 加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書について（民生教育常任委員長報告）
- 日程第14 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の採択を求める請願について（民生教育常任委員長報告）
- 日程第15 発議第2号 新温泉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第16 選挙第1号 美方郡広域事務組合の議会議員の選挙について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第64号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第65号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

- 1号) について
- 日程第3 議案第66号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第67号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第68号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第69号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第70号 令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第71号 令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第72号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第63号 西浜財産区管理委員の選任について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 請願第1号 加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書について(民生教育常任委員長報告)
- 日程第14 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の採択を求める請願について(民生教育常任委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第15 発議第2号 新温泉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第16 選挙第1号 美方郡広域事務組合の議会議員の選挙について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(16名)

1番 池田宜広君	2番 平澤剛太君
3番 河越忠志君	4番 重本静男君
5番 浜田直子君	6番 森田善幸君
7番 太田昭宏君	8番 竹内敬一郎君
9番 阪本晴良君	10番 岩本修作君
11番 中村茂君	12番 宮本泰男君
13番 中井次郎君	14番 谷口功君
15番 小林俊之君	16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 小 林 正 則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
教育長 西 村 松 代君 温泉総合支所長 中 井 一 久君
牧場公園園長 小 野 量 就君 総務課長 井 上 弘君
企画課長 中 井 勇 人君 税務課長 中 村 裕君
町民安全課長 小 谷 豊君 健康福祉課長 中 田 剛 志君
商工観光課長 水 田 賢 治君 農林水産課長 西 澤 要君
建設課長 山 本 輝 之君 上下水道課長 井 上 陽 一君
町参事 土 江 克 彦君 浜坂病院事務長 宇 野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長 山 本 幸 治君 会計管理者 吉 野 松 樹君
こども教育課長 中 島 昌 彦君 生涯教育課長 谷 渕 朝 子君
調整担当 島 木 正 和君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第108回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和3年度一般会計補正予算並びに特別会計及び公営企業会計の補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算、人事案1件、諮問案2件につきまして、御審議を賜りたく存じます。

議員各位におかれましては、連日の御審議をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第108回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第64号

○議長（中井 勝君） 日程第1、議案第64号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。どうぞよろしく願います。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますが、追加説明資料が提出されておりますので、説明をしてください。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、昨日配付をさせていただきました令和3年度一般会計補正予算（第3号）の説明資料によりまして、今回の補正に関係します安全運転管理者の選任等について御説明をいたします。

昨日配付させていただきました裏表の1枚物でございます。内容につきましては、昨日町長から御報告をさせていただきました安全運転管理者の不足に伴うものでございます。今回の車検切れ公用車の使用に伴い、全車両の車検時期や所在を調査した結果、安全運転管理者、副安全運転管理者の選任ができていないことが判明いたしました。このため早急に選任手続を行い、6月4日までに5か所の選任届を提出したところでございます。

それでは、安全運転管理者の選任に関係いたします法令の定め並びに選任状況につきまして、資料で説明をいたします。1ページを御覧ください。

まず、安全運転管理者の選任につきましては、道路交通法第74条の3に定めがございます。第1項が安全運転管理者の選任が必要な車両の台数及び資格要件、第4項が副安全運転管理者に係るものでございます。その内容につきましては、その下の表を御覧いただきたいと思っております。上の表は選任が必要となる車両の台数で、安全運転管理者は使用台数が5台以上であれば選任が必要となります。また、その下の表は、副安全運転管理者のもので、役場本庁においては57台ございますので、太字で記載しておりますとおり、2人の副安全運転管理者が必要となってまいります。

その下から2ページ目にかけては、安全運転管理者、副安全運転管理者の要件を記載しております。2ページを御覧いただいて、枠で囲った部分でございます。上の枠

内が安全運転管理者、下の枠内が副安全運転管理者の説明でございます。安全運転管理者では、1つ目に年齢が二十歳以上、副安全運転管理者を置く場合にあっては30歳以上となっております。2つ目には、自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有するか、同等の能力を有すると公安委員会が認定した者となっております。今回選任した職員については、いずれもこれまでの実務経験の中で、車両の点検や管理などに2年以上携わっている者でございます。また、選任できない場合といたしまして、過去2年間に安全運転管理者の解任命令を受けたことがある者、ひき逃げ、酒酔い、酒気帯び運転など列挙しております違反をしまして2年が経過していない者などを規定しております。その下の副安全運転管理者につきましては、年齢が20歳以上、運転管理の実務経験1年以上、運転経験が3年以上など記載のとおりでございます。

もう一度1ページに戻っていただきまして、真ん中より少し上の辺りでございます。第120条に罰則規定がございます。安全運転管理者、副安全運転管理者の規定に違反した者は5万円以下の罰金に処するとなっております。この件につきましては、美方警察署の御指導をいただき、先般、安全運転管理者名で対応報告書を提出したところでございます。現時点では、処分について何も伺っておりません。

最後に、もう一度2ページに戻っていただきまして、最下段の安全運転管理者等の選任状況の表を御覧いただきたいと思っております。5台以上の車両があり、安全運転管理者等の選任が必要な場所は、役場本庁、温泉総合支所、給食センター、雪寒基地、公立浜坂病院、介護老人保健施設、保健福祉センターの7か所でございます。このうち今回追加で選任したところが、右端の追加届出年月日に日付が入っている5か所でございます。例年でございますと、10月頃に安全運転管理者講習がございますので、追加で選任した者の講習受講の負担金を今回の補正3号でお願いするものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

質疑は歳出、歳入、総括を全て一括で行います。

それでは、質疑をお願いします。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 事項別明細書の11ページですね、民生費の児童措置費、18節負担金補助及び交付金955万円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金というようになっておりまして、4月28日の民生教育常任委員会の資料の中に、25ページですね、そこに説明が書いてありますが、児童1人当たり一律5万円ということで、そうしますと191名分ということになると思うんですが、支給対象者で以下の1から3のいずれかに該当する方というふうに書いてあります。児童扶養手当受給者の方、それから、公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、それから、3つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同

じ水準になっている方と、この3つ書いてあるんですが、この191人分は、それぞれ1から3の該当される人数が何人ぐらいあるか、ちょっと内訳が分かれば教えてください。

それから、11ページのその下の認定こども園費です。12節委託料500万円、浜坂認定こども園候補地環境調査業務とありますが、これの内容と目的を説明してください。

それから、12ページ、保健衛生総務費の部分と、それから予防費、これが新型コロナワクチン接種についての補正でありますけれど、これは今後行われる64歳以下の方、一般の方の接種全体を見込んでいるのか、それともある程度部分的なものなのか、その辺りをちょっと説明してください。以上です。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） まず最初に、11ページの児童措置費の18節負担金補助及び交付金の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の関係であります。955万円ということで、この数字につきましては191人という算定になっております。実質的には全国ベースの所要額で、支給対象世帯数及び支給対象児童数を厚生労働省のほうにおきまして算出して、令和元年度の児童手当支給対象児童の人数の割合を基に出された人数ということで、国からの数字ということで、それが歳入のほうにも影響しております、この数字で交付申請しなさいということで予算計上している数字であります。実質的にはちょっと人数、もっと少ない人数ではありますけども、国からの指示の人数ということで出しております。

また、保健衛生総務並びに予防費の関係の新型コロナの今後の予定ということで、今後の一般接種の分を集団接種ということで想定した場合の予算計上で算定をしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 11ページの3目認定こども園費の12節委託料500万円の内容につきまして、御説明をさせていただきます。6月16日に開催をさせていただきました民生教育常任委員会の資料の裏から2ページ目を御参考にしてみましたと思っております。浜坂認定こども園の整備候補地検討業務につきまして、趣旨といたしましては、岸田川水系におけます想定最大規模の洪水浸水想定を踏まえまして、周囲環境等を比較検討した上、候補地決定に進めていくことが重要であるという認識で、現地調査等のコンサルティング業務を委託するものでございます。認定こども園整備の最終2候補地につきまして、こども園としてよりふさわしい候補地を比較分析により検討いたしまして、より住民の理解を得られるように検討するための資料といたしたいものでございます。比較評価項目につきましては、法規制状況、それから周囲の土地、建物、配置状況、それから立地環境、土地の形状、面積状況、交通量及びアクセスの状況、それから土地確保の容易性及び住民合意の度合い、それからまちづくりの全

体像、それから概算事業費、それから認定こども園統合の可能性を含めました将来性等を検討したいとするものでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 最初の児童福祉費の低所得子育て世帯に対する、こちらのほうのじゃあ数字は国からのもので、実際はどのようなものか。実数はこれからのことというような答弁だったと思いますが、この1番のその中の1から3、先ほどちょっと言いましたが、その①の令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方、この方については次の後ろのページに、申請不要で受け取りますと、5月頃、令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みますと書かれておりますが、そうすると、この分もここの予算に計上されて、これから支給されるということでしょうか。その点をお尋ねします。

それから、認定こども園の委託料ですが、これは新聞記事などで見ますと、そういった、それと以前の委員会の資料で、町長の強い意思でというようなこともありますので、町長からもちょっとその整備検討業務の説明を求めます。

それからもう一つ、ワクチンの関係ですが、集団接種で、残りの町民の方全員を集団接種で行うという想定に基づいた予算ということでしょうか、確認いたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 独り親世帯以外の関係でありますけども、先ほどの令和3年度4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者ということで、先ほど人数的には191人と予算額的には上げてるわけなんですけども、今のところ把握してる中で45世帯程度ということで、対象人数が93人程度が申請不要でいけるということを把握しております。今後、異動がある部分もあると思いますけども、今現在では93人程度ということであります。

また、ワクチン接種の関係ですけども、今後の12歳から64歳までということで、集団接種をした場合の算定をしております。ただ、今後ワクチンがどうなるのか、その回数等につきましても、具体的にまだ計画が立てれていないということの中での今後の予算づけの中で、補正として上げさせていただいたということでもあります。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この3月、2か所に絞り込んだ、この役場の横、それから現在地、認定こども園の現在地周辺ということで絞り込んだ提案をさせていただいております。実は、かつて宇都野町でこの認定こども園の移動の、4年ほど前ですけど、提案がありました。地域の反対もあったりして、なかなか話が進まなかったという反省点を踏まえた上で、やはり住民説明にはそれなりの資料が要る、そういう根拠になるものが要る。手ぶらで説明するわけにはいかない。この役場横で決まるにしても、認定こども園の現在地周辺で決定するにしても、住民説明会は必ず必要になります。そういった点で、この基礎的な資料は必要だと考えております。ただ議会で決まった、後は手ぶらで、決

まりましたよ、こういう説明で住民の方々の納得を得ることはなかなか難しい、そのように考えておりますし、当然説明会なりを開く必要があります。そういった資料が必要だ、このように考えております。

それから、町長の強い要望という背景にあるものは、やはり3,000人の署名、それから、私が諮問した検討委員会の結果、こういった要望、それから、先日も町の中、商店街の方々、一般の方々も含めて歩いてみると、やはり今のところでいいよという意見、もう本当にたくさんです、大半です。そういう地域の要望、それから、まちづくりの将来構想、本当に適した場所はどこがいいのか。本当にこれまで営々と続いてきた現在地を全く別のことがよいのか。そういったことも踏まえて、やはり住民の本当に願いがどこにあるか、そういうことでこの予算を提案させていただいております。そこはぜひ、先日も小井津町の方々にも会ってきました。漁業をされている方もいます。本当に今のところでいいよというのが圧倒的でした。そういう背景があるということをぜひ皆さんにも知っていただきたいと思っております。そのような状況であります。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 最初の児童福祉費のことですが、93名という①の部分の方ですね。これについては5月頃振り込みますというふうに書かれておるわけですが、これが結局遅くなった理由といたしますか、これから予算が成立したら支給という形になるわけですね。もっと早く提案できなかつたのか。ちょっとその辺りを説明していただきたいと思っております。

それから、あと、そのほか2、3については申請が必要ということですが、これらの周知ですね、特に3番。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方とあります。本当に非正規雇用、パート等で勤められていて、コロナの緊急事態宣言の自粛要請等で職を失ったり、ほとんど勤務する日にちがなくなって収入が激減している方がありますので、こういったことはきちり皆さんに分かるように周知していただけたらと思っております。

それから、こども園の環境調査業務のことですが、コンサルに評価してもらうということですが、これは何といたしますか、あくまで中立的な目で、外からの中立的な目で判断ということと、あとは地域の中に入っていろいろ調査されるということでしょうか。その辺り、もうちょっと詳しくお願いします。

それとあと、ワクチン接種のことについてですが、集団接種を想定ということでしたが、医師の方への接種の手数料、これ、大体1人当たり2回分で4,000円程度と聞いておるわけですが、これはちょっと予算書見る限り、どこにあるのかなという感じがしますが、例えばそれは町を通さず、国から直接医師会等に出るということでしょうか。その辺をちょっと説明をお願いします。以上。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 森田議員の御指摘どおり、あくまでも中立的なスタンスで、冷

静にまちづくりの基礎的な資料にしたい、こういう思いであります。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 子育て支援の特別給付金の関係ですけれども、国がコロナ対策という中で、急遽対策を練って対応した分であります。低所得者の独り親については、先にもう支給という手続がされているわけなんですけれども、こちらのほうの独り親世帯以外分につきましては、なかなか国からの情報が流れてこなかったということの中で、先ほども言いました191人につきましても、所要額の見込み調査が来たのが、締切りが5月7日で、後になって手続が進んでるということでもあります。そういう中で、今後、町広報なりホームページ等で要申請の方についてはPRしていきたいと考えております。

また、ワクチン接種の関係につきましては、医師の方が接種した場合、1人当たり今のところ税込みで2,277円で予算計上がされております。それがまた国のほうは金額を上げることがされてるわけなんですけれども、具体的にまだ正式に決定が来てないという中で、今後国の動きを見ながら予算計上をしていきたいと考えております。予算的には事業委託料ということで、一人頭2,277円で1万2,500円の2回分ということで、予防費に計上させていただいております。以上です。

○議長（中井 勝君） 予防費の事業委託料。足るだか、これで。何か足らんような気がするけどな。足らんような気がするけど、いいの。よろしいですか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前9時28分休憩

午前9時29分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。よろしいですか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 人件費についてお尋ねをいたします。

この6月の補正予算というのは、4月1日の人事異動によって反映されるものが多いわけですけれども、先月、6月15日付で人事異動がありましたね。総務課自動車運転手兼用務員から健康福祉課のほうへ。この予算はどこに反映されてますか。よう見つけられないんですけど。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 6月15日異動の分につきましては、今回の6月補正で計上ができておりません。対応につきましては既設予算で対応させていただいて、しかるべきときに補正をさせていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 既設予算っていうのは当初予算の持っている範囲内という意味ですね。その予算っていうのは、あらかじめ前もってという意味ですからね。こういう人事異動する場合は、人が替わって予算はあるけれども差額というのではなくて、新たに動いてるわけですから、前もってそれ用の予算をつくってするというのが本来の行政の在り方ではないでしょうか。後ですると言えば何でもできますよ。だから、これ、予算の組み方ということが根本的に違ってると思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 予算の組み方につきましては、当然その行為が起こるまでに予算を確保するというのが議員御指摘のとおり大原則であると思います。ただ、予算の執行に際しては、予算の流用ということも認められている中で、既設の予算を活用してということも可能であると考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 総括質疑は後でありましたね。

○議長（中井 勝君） いや、一緒です。

○議員（11番 中村 茂君） えっ、今。

○議長（中井 勝君） はい。

○議員（11番 中村 茂君） 総括も何も。

○議長（中井 勝君） はい。

○議員（11番 中村 茂君） 総括も何も一緒に3回ですか。ああ、そうですか。整理していかんといけまへんな。

まず、認定こども園費の委託料500万円の件であります。非常に私は残念である。これだけ時間をかけて、十分な時間をかけてきた。まず、最初、3月の段階で、現在地以外に候補地ができて、あっ、これで何とかその資料から見て、早期というか、駆け足でいけるなという、そんなような気を持ったところですが、今回改めて500万円の調査をしたいということが出ました。一体全体、子供たちのことをどう考えてんのかなと。僕は温泉地域にいますから、ゆめっこ認定こども園、幼保一元化で生まれた、今現在、認定こども園なんですけど、とっても僕は好きで、よかったなと思ってるほうですから、ですから、早期にああいう環境を整える、それもゼロ歳児から含めていける。そんなことを早くせんといけんと、そういうふうに思ってたし、早期、そうあるべきと、そういうふうに思ってるんですが、ここでまた足踏みをせんとあかんという。3月の委員会資料は一体何だったんだろうと。要は、これは別に当局、町長部局を含めて、全体で議論されて出てきたプラン、案と。それがまだ足らんけえ、再度調査したいと。十分なことをしてっていう気は分からんでもないんですが、いつ建てるんですか。この調査項目を見れば、3月に出てた項目に、若干まちづくりとかそういう部分があります。そういう部分で、また500万円かけて、もったいないなって。何であの段階で、2つから

決めますって言ったじゃないですか。本当に僕は残念で仕方ないですね。

そういう中で、ちょっと注視してきた分があるから、いろんな情報を僕は僕なりに取ってきました。これ2月の段階のことなんですけど、浸水リスク地域新規住宅等建築制限、法律改正案を閣議決定、2月2日であります。内容ですけど、国は浸水リスク、特に高い地域で新たに住宅などを建てる際、都道府県が建築制限を行えるようにする法律の改正案をまとめた。国土交通省としては、大雨による浸水リスクが特に高い地域で、住宅や病院、それに高齢者施設などを新たに建てる際、都道府県が一定の建築の制限を行えるよう特定都市河川浸水被害対策法や建築基準法などの改正案を求めたということで、これが2日に閣議決定された、2月2日であります。そういう中で、こういうふうな流れで、現在地についても、そういう指定なりはされてないのかということ。その辺が情報があったらと。とっても大事な問題ですからね、もう既に情報は入ってると思うんだけど、これに対する答弁があったら教えてほしい。

そうですね、まずはここまでにさせてもらいましょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 認定こども園は私たちも一日も早く建てたいという、これは全町民が共通した願いであります。一方で、やはり十分な説明も要するというのも必要だと考えております。まちづくりに、認定こども園の新築問題のみならず、やはり将来のまちづくりの基本構想の中に、認定こども園の場所、どこに行くかによって町の人の流れ、いろんな状況が変わってきます。そういった論点で考える必要があると。ただ単に認定こども園を早く建てれば良いというのみならず、やはり全体像が私は必要だと思っております。

それから、今の認定こども園の場所、浸水想定地域ではありますが、実は建ててはいけないという、そういう場所ではありません。いろんな、1,000年に一度とか、想定は出てるんですけど、あくまでも前の田中副町長も言っていました。逃げるためのそういう想定、予想図、これを参考にしてほしいということも言っていました。そして、歴史的な流れ、将来の長いスパンで見たまちづくりの視点、こういったものをぜひ視点として必要だということを理解していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 質問に答えてください。いつ建てるのか。地域が指定されているのか。町長、されてないっていうことでしたかね、場所は。では、いつ建てるのかという質問。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の方々の御理解ができ次第、極力早く建てたい、そのように考えております。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） この補正ですけど、何で今出てくるんだろう。3月に候補地を出したときまでにせんなんこと違う。それ以降にも委員会、4月にありましたよ

ね。全然急ぐ気がないん違います。ほとぼりが冷めたら。今の段階で見たら、あっ、選挙終わったら、そんな形しか見えないですよ、町長。確かに全体、まちづくり、大事ですよ。ただ、この候補地が駄目って言う一番の要因は、やっぱり浸水区域で、命なり、そういう部分の影響を最大限に検討をせんだかと。ハザードマップが示され、何でそんな危ないところにあえてせんなんだんやって。これが大規模改造とかだったら、その現位置で力いっぱい対策取ったらいいんだけど、改築ですけん、全面的な。今しかこんな議論はできないですよ。だから、議会の多くの同僚議員も、そういう観点で、大本は命。安全・安心。それを全体まちづくりの、ああ、ここあるほうが、いろんな効果がいいな、それも検討は必要でしょう。がしかし、根本はやっぱり命、安心・安全じゃないですか。そういう町をつくっていいじゃないですか。なぜ町民安全課の中に、対策室、何室でしたかね、そういうことを意識した室つくったんですから。あなたがしていきたいことの裏とはいかんけど、子育てせんなん。力いっぱい力入れてる。でも、今の状態っていうのは力入ってるんでしょうかね。非常に残念。

話が替わりますけど、認定こども園の評価項目の中の一番最後に、これも新しくつけたんでしょうかね、子育て支援センターの統合、認定こども園の統合を含む検討、これをコンサルにさせるんですか、これを。教育委員会は既に出とるじゃないですか、たしか。当面は存続違ったかな、大庭で。違ったかいな。そういう議論は何回もされてますよ、教育委員会は。違いますか。それをまた改めてコンサルに出して、我が町の教育の根幹の部分をコンサルで評価させるんですか。おかしいなと僕は思うだ。その辺、教育委員会、腹立たんの、あんたらは。僕は不思議でしょうがねえ。

これ、検討を8月からということでありました。どれぐらいの期間で調査が終わって、着工して、おおよその期間はいつ頃をめどにしてるんでしょうかね。次回、あなた方が出した資料、ちゃんと出てますよ。この時期には建てたいと。それがどうまた狂うんですか。半年なりまた1年延びるんですか、町長。その辺りをちょっと確認したいと思います。

それと、今、2回目ですか。先行というか、同時に同じような地域、現在地近くに図書館が建っております。図書館の、同じような条件のところですからね。当然、浸水想定なり、それに伴う対策なり、どういう想定の下で図書館は存在してるんでしょうか。ちょっと併せて聞いてみたいと思います。2回目、以上。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 今、議員のほうから御指摘いただいておりますように、本当にみんなの願いはやはり子供の安心・安全、そして早期ということはみんなが願っていることだというふうに理解をして、教育委員会事務局としても、私自身もそういった方向を視野というか、根本に持ちながら、ど真ん中に置いていろいろ協議もさせていただいてきておりますし、意見交換もずっとしてきております。その願いの中で、教育委員会としての考え、こども園に対する考え、どのようなこども園の在り方がいいのかという

ようなことで、教育委員会の中で意見を交流し、まとめたものも以前に示させていただいております。本当に皆さんに喜んでいただける、まず、子供たちが本当に日々安心して過ごせるこども園の早期建築ということについては、皆さんの思いは一緒だと思っております。そのことに対して協議をし、教育の立場としていろいろ協議をさせていただいておりますし、そこはぶれないものであると思っております。皆さんに御理解をいただけるように、何とか一步を踏み出せる方向はないのかということ、いろいろ悩み、考え、来てるわけですが、3月のときに提案させていただいた、いつに建つんだとかいうこの構想の中に、今現在、至ってないという現状にあります。その辺りのところは教育長としての責任も感じておりますし、でも、何とか早く建てる方向に御理解をいただけるような形ができないかということ、教育という視点で考えていることはお伝えをしたいと思います。

ちょっと答えになってるか分かりませんが、時間がかかってるということについては、本当に責任も感じながら、でも、ど真ん中に据えていることはやはり子供たちの安心・安全であり、皆さんに喜んでいただけるこども園を早期に建てたいという思いは共通の思いでございます。

○議長（中井 勝君） いや、質問に答えてないよ、全然。統合についてって、ちょっとよう聞いといて、質問をね。統合についてってついてきたけど、それは教育委員会としてはどう思ってるのと。もう既に済んでるんじゃないのっていう話よ。あと、スケジュールについて。

はい。

○教育長（西村 松代君） すみません、教育委員会では、子育て支援センターも併設した中でこども園を建てたいということは結論として出しております。

それから、スケジュール等についてはですけども、当初、6月で方向性が見いだせたら、予定では令和5年11月の開園というようなことでスケジュールが出されておったんですけども、そして令和6年8月の開園ということを目指しておりましたけれども、今現在、そこに至っておりませんので、その辺りのところ、今後、このことがお認めいただけたら、またスケジュール感も変わってきますし、そういったことで今答弁させていただきます。

それから、図書館のことについては、課長から答えさせていただきます。

○議長（中井 勝君） いや、図書館もだけど、認定こども園の統合についてっていつて。

○教育長（西村 松代君） 統合、すみません。

○議長（中井 勝君） どうぞ。

○教育長（西村 松代君） 認定こども園の統合につきましても、教育委員会のまとめた意見の中では、両園とも存続の方向で考えていくということが結論を出させていただいております。ですが、今回のこと、教育委員会の中ではそういう結論をまとめさせてい

ただいております。

○議長（中井 勝君） いやいや、何でコンサルに統合のことを、コンサルに出すのって言って、そこは教育部局の話でしょって言う話。の質問でしたよ、たしか。

じゃあ、足らんところは、こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） まず、認定こども園の統合の関係ですけども、先ほど教育長が御説明させていただきましたとおり、こども教育課、いわゆる教育委員会としましては、2園の存続ということで一定の方向づけはさせていただきとるところでございます。ただし、令和元年度だったと思うんですけども、統合の方針について検討すべきという御意見もいただく中で、現在のところ、若干グレーになってる部分があるかと考えております。そういった意味をクリアにするという意味合いで、今回、検討業務も入れさせていただいておるのが実態でございます。

次に、委託の期間ですけども、大体調査業務に3か月、それに取りまとめるのに約1か月ということで、実質、全体で4か月程度かかるものと思っております。通常ですと、この業務につきましては1年程度かけてやるものなんですけども、できる限り早く方針を出したいという思いの中で、4か月をめどとしておるところでございます。その後の建築に向かったの期間ということであったと思っております。この委託を受けまして、一定の方針が決まってから約2年半、いわゆる工事の完成までにはかかるものだろうと思っております。ですので、今現在の工程としますと、8月に発注をさせていただきますと、11月いっぱい程度かかるのではないかと。その後にまた議会のほうに御意見等を伺って、最終候補地が決まり次第、その後に2年半程度まだ要するというスケジュール感を持っております。

それと、あと、図書館の浸水想定のお話があったと思うんですけども、現在のところ、図書館の高さにつきましては、現在の浜坂認定こども園の高さと同じ高さで、3.1メートルということで整備をしているようでございます。しかしながら、浸水想定をしまった対策ということにつきましては、現在のところ何もないという状態でございます。万が一浸水がありますと、逃げるしかないというのが現在であろうと考えております。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） こども園って、やはり地域の子供の将来に係る問題、まちづくりの将来に係る問題だと思っております。やはり地域の皆さんが喜んで場所に賛同していただける、そういう場所を選びたいということが1点。それから、水につかるという、水没するという、極端な表現されるんですけど、十分逃げれるわけですね。そういった背景、それから、県土木のほう、これは県にもお願いしてるんですけど、実は味原川の水門をつける段取りで、今調査が進んでおります。県としても安全対策が取られつつあるということで、監視カメラ、水位を調べるカメラなどを設置して、現状の調査なども行っていただいております。ぜひ、そういう安全対策、実は保育園の問題、こども園の問題のみならず、郵便局もあります、スーパーもあります、それから先ほどの図書館も

あります。やはり、まちづくり全体の問題として、よく考え、そういった場合、どこがいいか。そういう視点でこの調査費を上げておりますので、そこをぜひ、何ていいますか、まちづくり、それから将来に及ぶまちづくりの基本的な在り方、町の在り方、そういう視点で御判断をいただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 一番最初に申しました法律の閣議決定の部分で、最終、都道府県が浸水被害防止区域を定めます。そういう部分での答弁、情報は全くなかったんですが、どうなんでしょうか。もう定めたものでしょうか。

さっきの水門、できるんですか、簡単に。できれば言うことはないですけど。調査しとるって言われたんですけど、どの辺りまで。実現性の高い調査なんでしょうか。改めて聞いてみたい、僕は産建委員会だけど、そんな話はまだ聞いてないですけど。

本当に園の統合とか、そういうことをまだグレーっていう中で、先に人からのアドバイスを求めるといことなんですか。それがあなた方の仕事のやり方なんでしょうかね。非常に残念。グレーって、グレー以上に踏み込めなかった部分がある。それはなぜかっていったらね、これがあるからですよ、これが、たしか。長期ビジョンの中では当然考えていかならんことだし、いついつ頃までにはって普通は言うもんだ。でも、これがあるから、ずっとそのことはよう言わずに来てる。そうしとるうちに年がたって、両方も解消せんといけん時期だ。またそこで財政負担要りますよね、当面の間使うためのことも要るし。何かみんなこの決定が遅くなることによって、全てと言ったら失礼ですけど、多くが止まってます。非常に残念でしかしようがない、本当に。早期にせっていったってね、今言ったように、発注しても4か月、5か月、ちょうど選挙が終わる時期、時期って12月の予算段階。それを狙って進めてるのかな、失礼な言い方すればね。そんなふうを感じるんだけど。いや、もっと本当に真正面からいかなんと僕は思うんだけど。3回目、以上です。答弁があったらください。

○議長（中井 勝君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） まず、前段の令和3年2月の法案の閣議決定のことでございます。正直申し上げまして、現在のところ把握をできておりません。現在、正式な通知も確認できておりませんので、また確認でき次第、お伝えさせてもらいたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 先ほど課長、グレーとかという表現されたんですけど、まだ着任して時間もあんまりたってないんです。グレーというふうな表現は適切ではないと思っております。この前の論議の中では、大庭認定こども園も浜坂認定こども園も、それぞれが継続する、残すという方向性は打ち出してありますので、グレーという表現、これについては取消しを、課長、個人的な意見ではないかと思っております。存続は2つとも存続する、そういう方向で結論が出ております。

○議長（中井 勝君） 教育長、アドバイスを聞いてからっていう、統合に向けてっていう質問あったんですけど、いいですか、答弁は。町長は2園存続って言って言ったんですけど、比較項目には含めた将来性っていううたってるんですけど、提案してるのと答弁とがちょっとそごがあるんで、できたら統一してほしいですけどね。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） この項目は限定して、これを全部調べていただくというわけではないと思っております。再度選んで委託項目をお願いするということになると思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

質疑をお願いします。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 教育委員会で民生費、9ページ、3目の隣保館費で、人事異動による補正なんですけど、そもそもこの人事異動の目的なり狙いってというのは何だったんでしょうか。

それから、先ほどの低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金ですけども、そもそも国のこの給付の基準、これを示してもらいたいと思うんですけど。国が191人の概算で算定した人数分を指定してきているということなんですけど、課長が答えられたのでは、その半分以下の90人程度ということ、やっぱりそもそもこの給付の趣旨を理解をして、あまり狭く捉えるのではなくて、できるだけ大勢の人に活用いただけるようにすることこそが大事なんではないかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

それから、こども園の委託料ですが、私も大きな疑問があります。ここに比較評価項目、委員会資料で示されているね、この内容というのは、そもそも当局としてこども園の整備について、最終的に2候補地に絞ったと。その根拠としてこういう項目が説明できなければ、2候補地に絞った理由ってというのは何だったのかと。そもそもこの中身ってというのは、検討委員会で再三再四議論してきた中身ではなかったのか。何をじゃあ、逆に言うと、検討委員会は検討したのかということになってしまう。自己矛盾に陥る、自己撞着のような提案ではないのかと。

振り返ってみますと、このこども園の整備というのは、3.2メートルの津波被害を想定して移転改築ということを決めたんですね。当時、浜田直子委員長だったわけです。それから考えて、やっと遅れ遅れでハザードマップが配布されたんですけど、この地域というのは最大深が5メートルから10メートル浸水すると。このハザードマップでは5メートル以上となぜか表記が変えられていますけれども。そういう地域なんだという、

そのことを前提に、きちんこのハザードマップの内容を説明した上で、住民の皆さんの意見を聞いたというふうに答えていただけるなら納得もできますけども、配っただけで説明もしない。なかなか読み取ることが難しいマップになってますよね。そもそもこのハザードマップの作成の、配布の目的というのは何なのかということも明確に説明していただいて、町長は先ほど逃げるためのものだとおっしゃった。間違いではないですよ。しかし、それだけではないと。まちづくりを検討するための資料にも使いましょうということも国土交通省は言ってるんですね。中村議員が指摘されたように、本当にまちづくりそのものを再検討する、その土台となる資料だということも国交省は示してるんです。それなのに、さも地元の人たちが安全だと言っていると。何の根拠でここは安全だと言えるのかと。逃げればいいんだと。それで新たな公共施設建設の基準にしていいのかと。何ら説明されてないんですね、根本的な問題を。しかも、議会が何度もこの提案に対しては、関連する提案に対しては否決もしている。議会の議決をどういうふうに受け止めているのかと。それに対して、これが新たな提案と言えるのかということも、全く整理されていないんじゃないか。町長の思いつきを何か毎回聞かされると。議会の議決というのは一体どういうことだというふうに認識されているのか、その点も説明いただきたい。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 県や国の想定に基づいてまちづくりをするという、それは一つの工法としては正しいと思っております。実は、過去のやはり歴史も大事だと思っております。そして、地域の思いも大事だと思っております。例えば1,000年に一度、10メートル、これは浜坂中、ここは辛うじて残るんですけど、駅も1メートル以上水没します。そういう、町が全部水没するんですね。だから、認定こども園だけの問題ではないんです。そこをよく考えていただきたい。1,000年に一度のことに対して議論するのか。私はもっと大事なのは、1,000年の999のほうが大事だと思うんです。自然に親しむ、自然の環境を生かす。議員の論議だったら、浜坂中学校の上とか、極端な話ですけど、そういう話になりますよ。私はそういうまちづくりでは駄目だと思うんです。1,000年の999を、やはり自然を生かす、海辺を生かす、川と親しむ、そういった視点で、今のところが絶対水没するというんだったら議員の御意見は正しいかも分かりません。しかし、逃げれるんです。ぜひ、そういう視点で町の将来を考えていただきたいと。

何よりも地域の方々、今のところいいよって言ってる方が多いんです。議員も地域の方々とお意見を聞いていると思うんですけど、国が出すハザードマップ、そういうデータだけでまちづくりをするのも一つかも分かりません。だけど、私はあくまでも参考の一つになるとは思いますが、それが丸ごと全てではないと。

極端に、命が大事だと言われます。それは共通の意見です。命を守るためには、どう逃げるか。誰もあそこで命を失うのをじっと待ってる人は一人もいません。それをさも

命が大事だと言えば、議論ができなくなってしまう。もっとやっぱりいろんな観点でまちづくりを考える必要があるということです。ぜひ、そういう視点で、周囲には以命亭があり、本当に図書館もあり、これまであそこを文化ゾーンとして育ててきた、そういう背景もあります。ぜひ、そこは十分に考えていただいて、町の将来を方向づけていくべきだ、そのように考えております。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 子育て世帯の特別給付金の関係であります。この給付金につきましては、コロナの関係で低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うという観点の中で行うものでありまして、一つには、令和3年の4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度の住民税の均等割が非課税である者という方については申請が不要であります。申請が要る方につきましては、令和3年分の住民税の均等割が非課税である者、また、感染症の影響を受けて家計が急変して、3年分の住民税の均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者ということで、家計急変者ということで申立書を出していただくことによって申請を受け付けるとしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 隣保館。

谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 隣保館の人件費につきましては、人的な人員の数は変更はございません。職員の職場研修を含めた、人材育成も含めた異動の結果だと考えております。

○議長（中井 勝君） あと、返ってませんが、ハザードマップ配布の意味。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） ハザードマップにつきましては、先ほど町長が申しましたように、基本的には災害への備え、そして避難の参考にしていただきたいということで配布をしております。昨年、繰越予算ということで、予算を繰り越しさせていただいて、さらに配布の時期が遅れたということで、大変御迷惑をかけたところでございます。浸水想定等につきましては、5月に発表されたということで、ハザードマップの発行を待つことなく、それぞれの町内にお知らせをさせていただいたということでございますし、このたび、避難勧告等が分かりづらいということで変更もございました。新しく配らせていただいたハザードマップには、そういった部分も新しい基準で記載させていただいたり、さらに区長を通じて、避難勧告がなくなって、避難指示等の発令の基準が変わりましたということでお知らせをさせていただいたところでございます。参考にはいただきたいんですけども、防災訓練あるいは出前講座等がコロナ禍でなかなか開催しにくいということで、十分な説明の機会がないということもございますが、できる形で区長にお願いして、回覧等をさせていただくとということもございます。

○議長（中井 勝君） あと、比較検討した部分の見解。安全の根拠。議会の議決の意

味。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議会の議決の意味、議会の議決は重いと思っておりますが、1回目は、小林議員が提案して、現在地はどうかというときに、教育委員会の方針が定まってないよと、そういう提案でした。2回目は、もちろんこの現在地の提案されたわけですけど、大庭認定こども園と、そして現在の浜坂認定こども園の統合というのも論議の半分を占めておりました。そういった視点で否決されたということで、現在地が完璧に否定されたという、そういう視点ではなかったと考えております。

○議長（中井 勝君） 前回の議会に取り下げた部分がありましたよね。そういう部分もありますよね。

はい。

○町長（西村 銀三君） 取下げについては、議会の議決が無理だと考えた。やはりそれには十分な説明が要ると。それには今回提案させていただいた視点、それから、3月で2か所を提案したわけですけど、そういったものの考え方をきっちりと構築する必要がある、そういう思いであります。

○議長（中井 勝君） 比較検討した資料の見解は。

中島こども教育課長、あと、安全の根拠。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 確かに3月の委員会で比較検討の上では、やはり洪水の部分で50分の1、50年に一度ないしは1,000年に一度という比較の上で、当然、浸水するという判断の下で、現在地周辺については適地でないという想定で、役場周辺という思いで協議がなされたものと考えております。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 先ほど議論があった、特定都市河川浸水災害対策法等の一部を改正する法律案が2月に閣議決定をされて、さきの通常国会で可決成立をしています。その中に建築規制を含むということが書かれています。教育委員会は、そういう場所を提案しようとしているとしたら、新聞報道等もマスコミ報道もされているわけですから、やっぱり情報収集をして、我々以上に情報を集めて、議会にも報告をしていたくという責任があるのではないかと思いますよ。先ほど全くお答えいただけなかったんだけどね、その2か所に絞ったという根拠をあなた方が示せなければ、2か所に絞りましたという用をなさないということを申し上げてるんです。だったら、コンサルなどかける必要性もないじゃないかと。何でこんなもったいないお金の使い方をするのということですか。しかも、本当に年々子供の出生数が減って、60人前後にまで落ちてきていると。そうなると、統廃合というよりも、どういう配置が一番適正なのかということとは、何よりもいち早く教育委員会として検討しなければならない課題なんじゃないですか。コンサルに出すような課題ですか。その方法として、一つに統廃合ということもあるかもしれないけれど、まずは、そこまで出生数が減っていく中において、こども園と

というのはどういう配置が適切なのかということを見通して検討するというのは義務だと思いますよ。その上でどうしようかということになって、コンサルに出すというならまだしも、現時点で何でもかき出すことが、コンサルにいきなり出してしまうのか。あなた方が縛られますよ、こんなことをすると。教育委員会が縛られてしまいますよ、その報告によって。本当にこの4年間、何をしてきたのかということ振り返ってほしい。

私は3つのことを提案したんですよ、町長替わったときにね。財政問題。そもそもこども園というのは、浜坂認定こども園というのは、もう改築が急がれる客観的条件があったんだということ。そして災害の想定という3つのことを指摘をして、速やかに進めるべきと。その財政問題を見通すときに、我が町の公共施設が類似団体と比較して1.4倍もの公共施設を持っている。急がれる公共施設を移転改築をするとなったら、公共用地に建てるということが一番早期に可能性としては考えられるということも。財政的な見直しを考えれば、新たな用地を取得するというようなことが本当に許されるのかと。むしろ人口がどんどん減って行って、どういうまちづくり、将来構想を持つのか、財政の見直しを持つのかということは絶対条件だ、そういうことも含めて議論をしたつもりです。本当に4年間が、私はこのような議論を進めようとしているとしたら、もったいない4年間だったなというふうに思わざるを得ないんですよ。だから、本当にしっかり考えてほしい。教育委員会としての主体性を示していただきたいということを再度お尋ねをしたい。

それから、隣保館の人事異動、どうして課長補佐が2人も要るのかなと思うんです。人数はそれは必要なのかもしれませんがね。何か新しいことをするというような、新たな事業を展開するというような意図があって課長補佐を2人にしたのかなと思うんですが、そこんところはどうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 財政です。新たな土地を求めるとしても、半分で済みますし、現在地であれば、現在地の土地が活かせるということがあります。そこを、仮に役場の横であれば、宅地ですから、非常に高額な資金が要ります。そういったことは当然考えて提案をさせていただいておると、そういったところも含めて今回の調査費用をお願いしているということでもあります。ただ単にこども園、こども教育課は子供のことを考える、これは当然です。やはり私のスタンスとしては町全体の将来構想も必要だ、そのように考えておりますので、そこはただ単に狭い視野のみならず、広範囲に考えていく必要があるということは、ぜひ考えていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 隣保館の人事異動の件でございますが、役場全体の職員の年齢構成を年代別に階層別に見ますと、一定、均等に配置されてるわけではなくて、凸凹がございます。そういった中で、主事、主査というのがやはり少なくなってきた状態

況がございました。そういった中で、そういった制約の中での人事ということで、近年、そういった課長補佐が多いということもございますが、令和2年度につきましても同じく課長補佐2名ということの配置で、令和3年度もそういった構成になったということでございます。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 教育委員会としての主体性というようなことで、議員のほうから御指摘がありました。3月の委員会で2候補地に絞った形で、教育委員会として、やはり、先ほど申しましたけども、ぶれないものを持って、本当にどうすれば早期の建築に向かえるのかということで候補地を提案をさせていただきました。教育委員会として、庁舎の課長会等も含めていろいろ協議をし、町長とも協議をさせていただいております。いろいろ、どこの場所も100%のところはないわけなんですけれども、その中でもやはり子供たちに夢を与えられる園舎が建てられるとことというようなことで、この3月の委員会で提案させていただいたという、教育委員会としての思いはそこにあると思っておりますが、町長といろいろ協議をさせていただく中で、本当にどうしていったらいいのかというようなことで、今回のこういった提案になっております。

○議長（中井 勝君） 建築規制確認は必要だよと、してますか、してませんって言いよったけど、何でせんの。いや、提案するまでによ。調べましょうか。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 申し訳ありません、認識不足で認識しておりませんでしたので、今後調査をさせていただいて、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） ちょっとお待ちください。

大分長くなったんで、1回ありますけど、休憩してもいいですか。

暫時休憩します。40分まで。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 町長、揚げ足を取るようで申し訳ないんですけど、水没っておっしゃるんですけど、浸水と水没は全く違うんですよね。浸水は一時的なもので、逃げられる、水没っていうのは水の中に没してしまう、つまり、つかたままと。全く意味が違います。町長、水没、水没って、さっき、繰り返しておっしゃってましたから。

○町長（西村 銀三君） あなた方が言っとったから。

○議員（14番 谷口 功君） なぜこの問題がこんなに大事かっていうと、国土交通省が、全国各地で水害が激甚化している、多発していると。だから、気候変動の影響で降雨量や洪水発生頻度が全国で増加するというふうに見込まれるからハザードマップも見

直しましょう、これまで50年に一度とか100年に一度ということ想定していたけれど、1,000年に一度、しかもこれは、100年に一度、50年に一度起こるという意味ではなくて、50分の1、100分の1、1000分の1という確率の示す数字なんです、基準なんです。だから、例えば岡山県あたりは、本当にもうここ数年間、毎年のように大洪水に襲われている、あるいは九州北部地域、信州周辺。気象庁は、この1地域に限定的に集中豪雨が降るというのを、今日では線状降水帯が発生して集中的に地域限定で大雨が降るんだということを言っています。しかし、それはどこで発生するのか、今の科学技術では予測も把握も難しい。ほぼほぼ見当はつけることができるが、この地域で線状降水帯が発生しますよということは、発生してからというか、もうそういう状況が起こってからでないとなかなか予測が難しい。こういうことを指定した上で、ハザードマップの見直し、そして、それを住民の皆さんによく周知をして学習をしていただいて、いざというときに役立てていただくという、町長、逃げるために作るんだというふうにおっしゃるけど、作っただけではその用をなさないわけですから、住民に周知徹底して、どう読み取るのか、読み取った後、どうそれを生かすのかという視点も極めて大事です。そういうことをやった上で住民の皆さんに御意見を聞いていただくならまだしも、そういうことを徹底されていない段階で住民が安全だと言っているというのは、行政としては責任を果たしたことになるんじゃないか、そのことを前提にしてもらいたいと。

そして、同じように国土交通省が管理をしている上下水道、下水道の施設で、温泉中央処理施設、それから浜坂の処理施設については、昨年の補正で繰越予算となって今年度に繰り越しされていますけれども、耐水化計画、つまり浸水に対してどういう対応処理をするかと、処置をするかということまで考えられているわけですね。そうすると、逃げるだけではなくて、新たな公共施設を建設する以上、わざわざそんな10メートルも浸水するような土地に設置をする必要はないのではないかと、事前に安全なところへ、建築規制まで考えられているような、そういう危険性の高い場所に設置するのではなくて、できるだけそういう条件が回避できる新たな土地へ設置を考えるというのはごく自然な考え方だよと。それこそが行政の指導責任ではないですか。そういう視点で検討したなら、本当に現在地が候補地として確定できるのか、教育委員会は。主体性持って判断をしてもらいたいと思うんです。いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ハザードマップ、国から出る、いろんな災害に備える、いろんな情報が出ております。当然、それは生かしていく必要があると考えております。

それと、まちづくりのこども園の在り方、これは議員が言われる、そこだけに集中して考えていい問題ではないと。周辺には既にいろんなスーパーもあり、いろんな施設があるわけですね。10メートルっていったら浜坂町内が埋まるという、そういうこともあります。1つだけ、こども園だけ移動したらいい、しかも、そこだけ安全なところに

行ったらいいという、そういう視点でまちづくりをするというのは、仮にこの横に来たら、将来、どうですか、町内の密集、駐車場もない、いろんなことも想定できます。騒音問題。ぜひ、やはりもっと視野を広げて、水につかる、水につかる、そういう視点のみを強調されてまちづくりをするということは、私は偏り過ぎていると思っております。ぜひ周囲の合意形成、それから、これまでの流れ、そして、何よりも、1000分の1とか500分の1とか50分の1とか、そういう資料は参考にはなる。参考にして、やはりトレーニング、非常時に備える訓練をする、そういうことは当然必要だと思っております。ただ、そのために今の場所を変えるということ、そして、変えた後どうなるかということ、そして、地域の商店街の皆の経営に対する影響、いろんなことを考えてやる必要があると。こども園だけの問題ではないということ、子供の命だけの問題ではないと、周囲の生活もかかっていると、ぜひそういう大きな視点でまちづくりを考えていただきたい。そういうことがやはり大事だと思っております。

ある方は、あそこにあるスーパーなんか潰れてもいいんだっていうふうなことを言っているといううわさも聞きましたけど、そんなことはあってはならないことであって、やはりそこには、子供の命も大事です。スーパーに勤めている方々の生活もかかっているわけです。ぜひ、やはりそういう大きな視点で考えていただければありがたいと思います。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） ちょっと待って。教育委員会の見解がまだ。

はい。

○教育長（西村 松代君） 教育委員会として、いろいろ議論を今までしてきました。どのような進め方していけば合意形成につながるのかというようなことで、ずっといろんな角度から考え、検討してまいりました。3月の委員会で提案させていただいたことについても、安全・安心な面、それから両方の利点、各場所の利点や課題等も上げた中で、庁舎内での会議を経て提案させていただいております。どちらもやはり本当に100%のところはないわけなので、そういったことも頭に置きながら提案させていただいているところが現状です。本当にいろんな委員会や議会、それから町民の皆様の意見や思いや、そういったこともある中で、担当課として、教育委員会として合意形成に向かうためにどういう方向性を見いだせばいいかということで考えて、3月の委員会で提案させていただいております。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時53分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 休憩してほしいですけど。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか、質疑はありませんか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 今の件です。3款2項3目12節、500万円。この数字は、金額は、どのような積算で出てきた500万円ですか。2か所均等に250万円ずつなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） この額につきましては、令和2年9月の補正予算の積算をベースに算定をさせてもらったものでございます。

○議長（中井 勝君） その令和2年の積算。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） 直接の人件費、それから直接経費ということでそれぞれ項目があるわけですが、計画の準備であったり現況の調査、それから将来の予測、それから現地調査等々の経費で188万9,350円で、そのほか、直接経費が198万8,000円ほどございます。その他もろもろ諸経費を積算をいたしまして500万円の積算としております。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 先ほどのいろいろな議員の答弁を町長、聞いております。このエリアなら大丈夫だということを申されてます。ただ、町長の中に現在地付近のほうがいいというような気持ちが相当強いように受けております。

そういった中で、やはり公金を使うということだから、コンプライアンスがあったり、いろんなデータを積算した上で予算づけをして、基礎段階を踏まえて構築していく、開園を迎えるというのが手順であろうと思います。そこをやはりよく考えていただいて、先ほどの議員の質問にもありましたけども、町並み形成も考えるということで、今まであそこに、約50年前、園があったわけではないんですよね。あそこに行って、あそこでまた町並み形成ができ、例えばここでなくても、この横の付近でなくても、どこかに行けば、そこで町並みというのができていくのが時代であり、歴史であり、それがいろんなことで積み重なって、安全な場所へ住民共々ちょっとずつでも移動していくというのが世の常じゃないかなというふうに私は思います。これが公金でなければ、責任も民間の方が100%受けるわけですから。これ以上は言いませんけども、その辺を十分踏まえてもらって前に進んでいていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） まちづくりって、やはりこれまで継続ということをやろう言ってるんですけど、継続性なんですね。しょっちゅう途切れてしまうというふうな、そんなまちづくりではいい町はできないと思うんです。やはり継続的に町をどう発展させるか、こういう論議は必要だと。議会の議員の方々は替わります。でも、一旦そこに住むと、なかなかその地域の方は移動、移住はできません。だから、議会が替わるたびにまちづくりの方向が変わるということはあってはならん。それはもちろん町長は替わるから、ころころ、今度はこっちだ、あっ、次はこっちだ、こういったことはあってはならんわけですね。やはり一貫性が要ると、そういうまちづくりが基本であるべきだと考えております。ですから、私は歴史というか、そういう流れを大切にしたいという思いで取り組んでおります。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 今のお言葉をそのままお返ししたいと思います。しょっちゅうころころ変わるといのは、町長も発言に対してそういうことが多々ございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 基本は変わってないです。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで質疑を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 本案に対する修正動議を提出します。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時02分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

本案に対して、小林俊之君外3名からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 議案第64号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議です。上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。令和3年6月22日提出。新温泉町議会議長、中井勝様。提出者は私、新温泉町議会議員、小林俊之、発議者、新温泉町議会議員、平澤剛太さん、同じく、新温泉町議会議員、太田昭宏さん、同じく、新温泉町議会議員、岩本修作さん。

内容は次のページを見てください。表の少し上に第1条中、1億1,101万9,000円を1億601万9,000円に、112億6,401万3,000円を112億5,901万3,000円に改めるものです。

一番最後のページを見てください。内容ですが、事項別明細の一番下の3、歳出のところを見てください。一番右側に浜坂認定こども園候補地環境調査委託業務、この500万円を削除いたします。その上の歳入ですが、財政調整基金の中からこの500万円を引いて、3,253万円とします。内容は以上のとおりです。

この浜坂認定こども園の候補地については、現在地周辺は過去2回、議会で土地鑑定料を削減しています。また、昨年、令和2年9月には候補地選定委託費を民生教育委員会では承認をせず、当局が予算を撤回しています。現在地周辺は災害A級地域で、こども園にはふさわしくないという理由です。今年3月に新しく町役場東側と現在地周辺の2か所に絞り、比較検討した結果を示されました。それには役場東側の優位性が明らかにされていました。これでやっとこども園の改築に向かえると思ったものです。そして、今回提出されたものは、再びの現在地を含む調査委託費です。これは今まで3年にわたる議会の意思を無視したものです。町長の強い意向により現在地を残しているとの説明でしたが、理解できません。浜坂認定こども園についての最重要は、安全な保育環境の確保です。現在地以外の安全な場所での改築に早急に進むことを望み、コンサルへの委託費の減額修正案を提出いたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。提出者に対する質疑がありましたら、お願いをいたします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと様式の、このかがみの発議者、発議者、発議者、発議者と、これは何も問題ないわけですか。賛成者ということで解釈をするということですか、下の3人の方は。そういうことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ちょっと、そうしたら、質問させていただきますけども、調査費をこれで修正、いわゆる削減されるということでもありますけども、修正動議を出されてる発議者の方にお尋ねいたしますけども、ならば、一体どこが安全だと、適当な場所なのか、そう思って、こういう提案をなさるんですか。この横が本当に、あなたはさっき、やっとこれで議論ができるなっていう話をされたんですけども、これだけ狭いところに、それも通園、通学、もういろんな、それから、役場の職員も車で来る。これは別なところに置いてもらってもいい、そういうことになってますけども、いろんなことが、実際にこれから問題が起きてくる可能性が私は強いと思ってます。やっぱりそういったとこの対案としてきちっとしたもんを議員の一人として提案をする中で、こういったことは認められませんよというお話だったらいいんですけども、あれが、この横の土地が適当な場所だとおたくは考えておられるんですか。それでこれをいわゆる削除されると、そういうことで

しょうか。その点、聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 現在地周辺については、水害の最も危険地域であると、子供の保育環境にはふさわしくないという一貫した主張で今日まで来ています。対案の場所を出せと言われてきましたが、対案の場所は議会が決めるものではありません。対案の場所は行政が出すものです。そのところを間違えないようにしてください。現在地周辺はふさわしくないと言ってるわけですから、この前、3月でしたか、教育委員会のほうから現在地周辺とこの役場東側との両方の候補地が出されました、比較検討して。つまり、教育委員会としてはどちらかに絞ると、絞りたいという意図が明らかにされています。委員会の流れから見て、現在地周辺はふさわしくないということになりますから、当然、残ったのはこの役場東側ということになるかと思えます。私はそういう意味で議論なり改築が前に進むというように発言をしたということになります。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 3月の委員会にも提出されました、この隣がですね。あれは教育委員会の事務局というか、そこが出したんじゃないんですか。教育委員会ですか、あれ。教育委員会で議論をなさって、これを出しますよというお話になったんでしょうか。それがどこなのか、分かれば答えていただきたい。

それから、私は現在地をなぜ推すかという、いろんな危険というのがあると思うんですけども、それでも夜になると、実際のところ、地域こそ人手があり、やっぱり子供たちの安全、それから職員の安全とか、そういうことを考えれば、最もふさわしい場所だなと私は思っています。100%の場所はないですけどね、実際のところ、そういうところから、人による安全なりそれなり、子供たちを見守る、そういう仕組みがやっぱり必要ではないかと思っております。当局が提案をするものだというお話も理解できます。しかしながら、実際のところ、これほど長い期間やってこられて、議論を、やっぱり議員のほうからここにしたらどうかとか、そういうことが提案があって当たり前だと思うんですけども。その点は再度、答えてもらえませんか。

○議長（中井 勝君） 発議に対しての質疑の答弁だけで結構です。

○議員（15番 小林 俊之君） 3月のあの提案のことについて、あれは事務局が出した、教育委員会が出したというような発言をされましたけれども、事務局であろうが何だろうが、この議場に出てくれば、教育委員会が出し、町長とのコンセンサスが済んで了解をされて出たものだというように理解をしています。それが正しいことではないでしょうか。

そのほかのことにつきましては、何か答弁しにくい部分がございますので、御遠慮します。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑はないようです。質疑を終結いたします。小林議員、御苦労さまでした。

○議員（15番 小林 俊之君） 以上の提案説明です。賢明な議員諸兄の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（中井 勝君） では、再開いたします。

これから討論に入ります。

まず、原案に対する賛成者の発言を許可します。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） 討論をさせていただきます。先ほども名前が出ましたが、私は第1期の検討委員会の委員長を務めさせていただきました。当時は県の津波の基準が3.4メートル、この町内は3.4メートルということで、現在地の3.1メートルが除かれるということで、その中で検討させていただきました。六、七年前です。当時の浜坂認定こども園整備検討委員会で、当時の町職員含め、メンバーと共に、重責を感じながら、当時の町中の中で適地を探しました。そして、私たちは3か所を提案させていただきましたが、その後、町のほうですこやか広場ということになり、このような現状に至っております。そして、2期の浜坂認定こども園検討委員会の方たちも、本当に一生懸命探してくださった場所が現在地となっております。このたび計上されている業務委託料、浜坂認定こども園候補地環境調査業務をコンサルに委託することですが、浜坂認定こども園の整備をこれ以上遅らすことなく、少しでも早く整備に取りかかるためには必要不可欠です。新温泉町の未来を担う子供たちのため、お母さん、お父さん、御家族、地域の人々が新温泉町で心地よく過ごせるよう、安心・安全も当然踏まえた上で、皆さんの願いがかなうよう、私たち議員が一丸となって協議し議論していけますよう、こども園整備に向かって前進できる貴重な機会、貴重なチャンスではないでしょうか。子供たちのために前進できますよう、御協力をお願いいたします。

現在、行政からの提案は2か所ではありますが、どちらにも当然様々な見方があります。そうした場合の公平な議論を進める上での資料として、今回のコンサル調査は必要最低限のものとなるのではないのでしょうか。そのような正式な資料も貧しい現状のままの議論では、何年もかけて検討してくださった浜坂認定こども園整備検討委員会の答申を受け入れていない現状に対して、町民の皆様への説明もできていないように感じます。整備検討委員会の答申は現在地です。浜坂認定こども園の保護者、お母さん、お父さんのアンケートも、80%以上が現在地周辺です。そして、新温泉町各地から集まった3、

000を超す現在地を希望する要望書が議長宛てに出されています。

また、現在のこども園が造られた約50年前当時も園を選ぶのに大変苦労されたとお聞きしております。当時、選びに選んで、現在地が適地であるということで選ばれた場所でもあります。そのような歴史を踏まえた上で、この町民の気持ちに現在地周辺、現在地エリアの希望が多数あることは明らかであり、今もその声は多く届きます。この結果は揺るぎない事実です。そのような多数の方たちへ示せる資料としても、現在地周辺、現在地エリアと役場横の候補地とを公平な観点で調べていただくことが大切なことではないでしょうか。

また、数年前に現在地の周辺が水につかりましたが、そのときは味原川のせっかくできていた放水路の水門を閉める係の方が当時は決まっていなかったということがあったようです。その経験を踏まえ、今ではちゃんとそういったような対策も取られ、かえって安全な場所になっています。

何より、今回のコンサル料は、このように現在地について議論するのではなく、これから議論する上での公平で平等なデータを明示し活用していただくためのコンサル料です。このデータにより前向きな議場の場での議論を始めることができ、一步前進するようになるのではないのでしょうか。また、新温泉町としても町民に向けての正しい説明、提案のための貴重なデータとなります。今まで何度も議会で調査費等について修正案が出され、こども園の整備が進んでいないという現状があります。今回もこの修正案が通れば、また進まなくなるのではないかと、町民の不安も増えるばかりです。町民の思い、気持ち、願いを大切にしたい議会となるよう、町民のためにとって話し合える機会が強く望まれています。未来を担う子供たち、お母さん、お父さん、御家族、地域の人々、移住定住のためにも、この町のこれからの暮らし、この町の将来を考え、子育てゾーン、文化ゾーンとしての現在地を一步前進するきっかけとなるよう、ぜひともこのコンサル会社に正式に依頼できるよう、明るい新温泉町となりますよう、御協力をお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可します。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 議案第64号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）に関する修正案について、賛成の立場で討論いたします。この補正予算の3款2項3目認定こども園費における12節委託料の増額は、浜坂認定こども園の候補地環境調査業務を増額するものであります。私は、この業務について、役場東側と現在地周辺の2か所を候補地として比較検討する内容であり、現在地周辺を含んでいるため認められないと判断するものであります。その理由は、私は、今の議員という立場になって、当初から現在地の浸水害での防災上のリスクを申し上げてまいりました。ここ数年

でも台風の被害により周辺道路が冠水しました。また、以前の古いハザードマップにおいても1メートルから2メートルの浸水想定がされており、この点は第2期整備検討委員会でも強く懸念されています。そして、近年頻発する豪雨災害を念頭に、昨年5月に兵庫県が発表した想定最大規模降雨量でのハザードマップにおいては、園舎周辺で5メートル以上、かさ上げしている現在の敷地においても3メートルから5メートルの浸水被害が想定されています。

町長は、委員会での質疑で、1000分の1想定ハザードマップについて、浜坂駅も含む町中が浸水する、どこでも避難はしなければならないと答弁されています。この内容は、ハザードマップというものを御理解いただけていないことがよく分かる発言です。24時間雨量518ミリという雨が降れば、町中が地図のとおり浸水するというものではないんです。ある場所で決壊すればこう浸水する、また、ある場所ではこうという想定を貼り合わせた結果がハザードマップとなっています。したがって、特定の場所、家屋、施設が浸水する深さを確認するもので、洪水全体を予想するものではないんです。この点、町長は大きな認識の誤りを持たれています。

さて、浜坂認定こども園の現在地については、計画規模降雨量での浸水想定で0.5メートルから3メートルの浸水となっています。道路、堤防、橋梁などの構造物を設計する基礎となる計画規模降雨量、24時間248ミリにおいても、現在地は浸水する想定となっています。そもそも、今年配布されたハザードマップは、施設などのハード面で防ぎ切れない豪雨災害が全国で頻発しているため、自分の住む地域を知り、速やかに身の安全を守るために作られたものです。堤防などの強度を超える雨が降る、だから作られたんです。そして、いざそのときには、想定最大規模降雨量での3メートルから5メートルの浸水害が想定されるということです。

そもそも、町当局自身が浜坂認定こども園の目と鼻の先にある浜坂浄化センターについて、3メートルから5メートルの浸水想定で耐水化計画を策定する予算を計上しています。第2期の整備検討委員会の議事録を確認すると、どうすれば現在地で子供の安全を確保できるのかという議論が中心となっていました。こども園の実情は保育園です。一たび浸水の被害に遭うと、再開まで数週間子供を預かれません。その間、保護者はどうするのか。安定した保育が提供できる候補地を選ぶべきであり、現在地はふさわしくありません。

住民の意見を表すものとして、早期整備と現在地での整備を併せて要望する要望書が議長宛てに提出されています。確かに延べ3,000名という署名、重複もあるようですので、実数ですと約2,600名と聞いていますが、この署名を集められた方々の熱意はすばらしいと思います。しかし、想定最大規模降雨量でのハザードマップが発表される以前の署名でありますし、実際には署名された方も含めて、今のハザードマップを確認して、浸水想定深刻さから現在地は駄目だと言われる方もいらっしゃるのです。

大きな物事を進めるに当たっては賛否が分かれることもあります。そういう点では、

要望書とは反対の意見を持たれる方も町内にいらっしゃる。要望書だけが民意を表しているものではないんです。我々は客観的な根拠に基づいて議論し、町当局からも役場東側という新しい候補地を提案されたと考えています。したがって、現在地を候補地として含む業務委託料は予算の無駄遣いであり、また、ここしばらくの議論をないがしろにする提案だと判断して、減額修正に賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 私は、修正案に反対する立場で討論をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） それは先ほどの分で、もう既に終わっています。（発言する者あり）だから、最初にしていただかんと駄目だったんですね。

暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

○議員（3番 河越 忠志君） 私は原案に賛成する立場で討論をさせていただきます。浜坂認定こども園候補地環境調査業務予算を認めるべきであるという立場で討論をさせていただきます。

今年3月8日並びに4月27日の民生教育常任委員会での浜坂認定こども園整備に係るこども教育課の報告では、役場東側の製材所跡地と、議会で2度土地鑑定料の補正予算が否決された園、浜坂認定こども園、東側ほ場を整備候補地として比較し、さらに専門家による調査検討が必要との説明がなされてきました。その提案は全く議論の余地がないものと、今現在も否定的な考えを持っています。しかし、本会議での本件に係る補正予算の内容は、現浜坂認定こども園東側ほ場から現浜坂認定こども園東側を除く周辺に変更されました。また、6月16日の民生教育常任委員会で、本件に係る検討の経過の報告において、担当課と町長の考え方に大きな隔たりがあることが明確になりました。

私は、コンサルタントは依頼者の意向に沿った結論を出すことが使命だと考えています。したがって、町当局が同じ意向を持っていれば、結論は1つになってしまいます。そのため、特別のチェックが必要になります。しかし、今回、発注者側が2つの意向を持っておられる。つまり、公平な立場での報告書が提出される可能性が期待できるというふうに考えています。そんな意味で、今まで私が否定してきたことが条件として変わってきた。

また、もう一つは、現在地を否定したとして、役場東側、これについても課題が全くないわけではありません。今、私たちはその形が見えているでしょうか。例えば、道の

駅。ほかにもたくさん事例があったと思います。議会が実際にできているものにどこまで関わってこれたのでしょうか。今回の予算を減額修正すれば、事後説明をしたとしても、本議会では現浜坂認定こども園周辺での整備を要望されてきた方々への思いをある意味で門前払いしたことになってしまうと思えてしまいます。

私は仕事柄、依頼者の意向に沿った提案を心がけてきました。意向に沿った課題解決が仕事だと思っています。また、様々な検討過程が大切だとも思っています。それぞれの地域にはそれぞれの課題があり、解決策があると思います。また、解決できない課題も浮き彫りになります。浸水想定区域であっても、周辺地域全体がかさ上げされれば、浸水想定区域から外れます。これは極端な例ですが、逆に、敷地の面積や形状により、依頼者の求めを満足させられない計画しかできないこともあります。役場東側製材所跡地を事前検討されないまま浜坂認定こども園の整備地として決定すれば、後戻りはできません。かつ、議会がその整備内容に関わることがあまり望めないまま事業が進められる可能性が高いと思っています。さきにお話しした道の駅でも、議会の思いに沿った整備がなされたのでしょうか。否定的なお考えをお持ちの方もたくさんあるかと思っています。議会が様々な施設に深く関われることは非常に難しい部分があります。

夢ホールの耐震改修が当初予算5億円から7億円に増額になり、八田地域交流センターも予算が4割増になりました。しかし、議会には詳細な資料は提出してもらえませんでした。それが現状です。この業務の予算を削除すれば、役場東側の製材跡地でどんな計画が可能なのか確認されないまま、また、解決できない課題があるか、それさえも浮き彫りにならないまま候補地が決定されてしまいます。それは、私はいいことだとは思えません。

必ずしも私は現在地を推進という思いは絶対ではありません。しかし、それを比較して思いを持っておられる方々に説明したり、議会がどういった整備が可能かどうかを理解しないまま決定するということについては、これはできることをやらなかったに等しいのではないかと、そんなふうに思えてしまいます。役場東側がどんな整備ができて、これなら喜んでもらえるな、1000分の1に対応できるな、現在地の周辺であれば、私は50分の1の対応しかできないと思います。それでも地域としてこっちをよしとするか、やっぱり1000分の1で、また別の課題があるかもしれないけれども、これを選ぶか、これはいかに私たち議員が民意だとはいいながら、果たして決定してしまっているのか、そんな私の新米議員としての思いがここにあります。そのため、こういった、ある意味でぶしつけな発言をさせていただきました。

これで私の討論を終わらせていただきます。どうぞ御検討よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前 11 時 37 分休憩

午前 11 時 38 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する小林俊之君外 3 名から提出された修正案について採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、9 名であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 39 分休憩

午前 11 時 40 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 65 号から議案第 72 号までの令和 3 年度特別会計及び公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 2 議案第 65 号 から 日程第 9 議案第 72 号

○議長（中井 勝君） 日程第 2、議案第 65 号、令和 3 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 3、議案第 66 号、令和 3 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 4、議案第 67 号、令和 3 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 5、議案第 68 号、令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 6、議案第 69 号、令和 3 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 7、議案第 70 号、令和 3 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 8、議案第 71 号、令和 3 年度新温泉町下水

道事業会計補正予算（第1号）について、日程第9、議案第72号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第65号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第72号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第65号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） いいですか。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） よろしいですか。ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第68号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第69号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第70号、令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第71号、令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第72号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第 10 議案第 63 号

○議長（中井 勝君） 日程第 10、議案第 63 号、西浜財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現管理委員の死亡に伴い欠員補充が必要となるため、後任の選任について御同意いただきたく御提案申し上げるものであります。

後任につきましては、水谷和尚氏をお願いいたしたく御提案申し上げるところであります。水谷氏は、住所は諸寄 344 番地、昭和 29 年 10 月 28 日生まれで 66 歳、西浜財産区管理会からの申出により御提案するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

では、お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） 投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は議長を除く 15 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 9 番、阪本晴良君、10 番、岩本修作君を指名します。

投票用紙は配付していますが、念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成、反対の諸君は反対と記載を願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、議席番号順にお呼びします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	池田 宜広君	2 番	平澤 剛太君	3 番	河越 忠志君
4 番	重本 静男君	5 番	浜田 直子君	6 番	森田 善幸君
7 番	太田 昭宏君	8 番	竹内敬一郎君	9 番	阪本 晴良君
10番	岩本 修作君	11番	中村 茂君	12番	宮本 泰男君
13番	中井 次郎君	14番	谷口 功君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。阪本晴良君、岩本修作君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票です。

以上のおおり、賛成全員であります。よって、本案は、原案のおおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第11 諮問第1号

○議長（中井 勝君） 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、藤田宗宏氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。

後任につきましては、澤田観智夫氏をお願いいたしたく御提案申し上げるところであります。澤田氏は、住所は新温泉町諸寄394番地、昭和35年12月23日生まれて60歳、令和3年3月まで教員として職責を果たされるなど経験が豊富なことから、委員として適任と考え、御提案するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結し、採決をいたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員数は議長を除く15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、中村茂君、12番、宮本泰男君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のために申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、議席番号順にお呼びします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1番	池田 宜広君	2番	平澤 剛太君	3番	河越 忠志君
4番	重本 静男君	5番	浜田 直子君	6番	森田 善幸君
7番	太田 昭宏君	8番	竹内敬一郎君	9番	阪本 晴良君
10番	岩本 修作君	11番	中村 茂君	12番	宮本 泰男君
13番	中井 次郎君	14番	谷口 功君	15番	小林 俊之君

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中村茂君、宮本泰男君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 15 票です。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 12 諮問第 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 12、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、谷田善之氏は、令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。

後任につきましては、引き続き谷田氏をお願いいたしたく御提案申し上げるところであります。谷田善之氏は、住所は新温泉町浜坂 2024 番地、昭和 45 年 3 月 5 日生まれで 51 歳、過去 1 期、委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案申し上げるところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結し、採決をいたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 13 番、中井次郎君、14 番、谷口功君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のために申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、議席番号順に申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	池田 宜広君	2 番	平澤 剛太君	3 番	河越 忠志君
4 番	重本 静男君	5 番	浜田 直子君	6 番	森田 善幸君
7 番	太田 昭宏君	8 番	竹内敬一郎君	9 番	阪本 晴良君
10番	岩本 修作君	11番	中村 茂君	12番	宮本 泰男君
13番	中井 次郎君	14番	谷口 功君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中井次郎君、谷口功君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票です。

以上のとおり、賛成であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第13 請願第1号

○議長（中井 勝君） 日程第13、請願第1号、加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。請願審査の報告をいたします。

審査事件は、請願第1号、加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書、令和3年2月25日に民生教育常任委員会に付託されたものであります。請願者は、兵庫県美方郡新温泉町石橋733-2の馬場稔さんからの請願であります。

審査の結果は、令和3年第107回新温泉町議会定例会、2月25日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。会期中における審査事件として、3月8日開催の委員会において審査を行いました。閉会中の継続審査となりました。4月28日の開催の委員会において再度審査をいたしました。

委員会における審査経過を報告いたします。本件は、国に対して、加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設することを求める意見書を提出することを要請されたものであります。本件に対する本町の対応状況等について調査しましたところ、現在、身体障害者手帳が交付されている聴覚障害等級6級以上の方には補聴器導入について、国における補装具支給制度の対象費目とされております。基準額の範囲内で、原則9割が支給されています。また、18歳未満で同手帳の交付対象とならない難聴児に対しては、本町において、難聴児補聴器購入助成事業を実施しております。費用の一部を補助しています。以上のことから、加齢による軽度・中等度の難聴者への助成制度はないところであります。

委員会においては、本件の取扱いについて意見を聴いたところ、加齢による難聴のための補聴器が必要な人が多く、EUにおいては保険適用をされております。助成制度の導入は必要であるとの立場から、本件については採択したいという意見がありました。これに対します、できるだけ早期から補聴器などを使って聞こえを改善することが必要になることは認識しているが、1つ、補聴器は難聴の状況に応じた必要十分な機能で足り、高額なものを購入する必要はなく、一律の公費負担（助成）することは公益性の原則から見て、合理的とは言えない。2つ目、難聴は認知症リスクを高める要因の一つですが、補聴器の認知症低下予防の効果については研究中であり、現状では科学的根拠が確認されておりません。本件意見書の提出は、時期尚早である。以上の理由から、本件については不採択としたいという意見が出されました。

審査の結果、採決いたしまして、不採択とするものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いをいたします。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「討論」と呼ぶ者あり）

それでは、討論に入ります。

まず、本請願に対し賛成者の発言を許可します。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） それでは、加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める請願の採択を求める討論をさせていただきます。

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。しかし、補聴器は平均価格が15万円と高額で、高くても買えないと悲鳴が上がっています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されており、兵庫県議会全会一致で採択をはじめ、自治体や関係団体から公的補助制度創設の要望が出されています。難聴を医療のカテゴリーと捉え、補助制度がある欧米と比べ、日本は障がい者のカテゴリーで捉えて助成対象を絞り込んでいるため、補聴器の所有率が圧倒的に低いのが実態であります。高齢者が社会で活躍し働いていくときに、補聴器は必需品となっているところでございます。厚労省でも平成30年度から加齢性難聴と認知症との関連を研究しており、国立日本医療研究開発機構では、内耳が活動するためのリンパ液の電位の低下や内耳の感覚細胞である有毛細胞の活動低下を伴うため、聴力の低下に大きな影響があるということが考えられると言っています。そして、聴覚刺激が減ること自体、脳の萎縮につながる可能性を指摘されています。平成27年に厚労省が公表した認知症施策総合戦略、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて（新オレンジプラン）において、難聴は認知症の危険因子として上げられているところでございます。年を取れば多くの方が目が白内障になり、眼内レンズの埋め込み手術を受けています。かつては医療保険の適用外でありました。今日では保険が適用されています。補聴器購入にも公的補助制度を国に求めたいと思うところでございます。請願の採択に同意をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本請願に対し反対者の発言を許可します。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 請願第1号、加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書について、不採択の立場で討論いたします。

この請願内容にあるとおり、一般論として、難聴となった高齢者が生活の質、QOLが下がることでフレイルとなり、認知症が進むということは考えられます。しかし、請願のように、補聴器が高価で経済的負担が大きく利用できないという理由については賛同できません。非常に高価な補聴器があるのは事実です。しかし、過度な機能を入れなければ、10万、数十万円にはならないのです。公的補助制度をとという観点から考える

と、障がい福祉の制度である補装具費の基準額を参考に、必要十分な補聴器でよいのではないのでしょうか。こうした場合、1個の補聴器が4万から5万円での購入となります。確かに4万から5万円も高額とも言えますが、同じような金額で眼鏡を買うことを考えれば、個人で購入できる金額であると言えます。

そして、現在、補聴器の認知症予防、フレイル予防への有効性に関する研究が行われています。それによると、難聴が認知症のリスク要因であるとは考えられていますが、補聴器を使用することによって認知症予防に有効であるという科学的根拠はまさに研究中なのです。したがって、補聴器の有効性について、一般論としては賛同できますが、税金を使う以上はしっかりとした科学的根拠が必要ではないのでしょうか。そして、それは現状ではありません。

以上のような理由から、当請願については不採択と考えます。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから請願の採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立少数です、3名。よって、この請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第14 請願第3号

○議長（中井 勝君） 日程第14、請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

宮本民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 請願審査の報告をいたします。

本審査事件は、請願第3号であります。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の採択の請願についてであります。令和3年6月8日、民生教育常任委員会に付託されたものであります。請願者は、兵庫県美方郡新温泉町湯字大城1684-29、美方郡教職員組合執行委員長、中村丈二さんからの請願であります。

審査の結果といたしまして報告いたします。令和3年第108回新温泉町議会定例会、

6月8日の本会議において、本委員会に付託された事件であります。その後、会期中における審査事件としまして、6月16日開催の委員会において審査を行いました。本請願は、子供たちの教育環境改善のため、また、教職員定数の改善、少人数学級の推進及び教育予算の財源保障等を求めるものであります。当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきであるということに決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第1 意見書案第2号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま意見書案第2号、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第2号、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について説明をさせていただきます。別紙意見書案について、朗読をさせていただきます。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実現が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現がまた不可欠になります。

その上、文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及されています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、加配の増員や少数職種の配置増などの教員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題になります。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源確保をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠になります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実現ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準、維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年6月22日、各関係議長、大臣宛てに新温泉町議会議長より提出したいと思っております。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。終了します。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第2号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第15 発議第2号

○議長（中井 勝君） 日程第15、発議第2号、新温泉町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する提案説明を求めます。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 失礼いたします。それでは、発議第2号、新温泉町議会会議規則の一部改正について、上記の議案を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和3年6月22日提出。新温泉町議会議長様。提出者ですが阪本、それから賛成者として議運の方々4名でございます。提案理由は、欠席の届出及び請願書の記載事項等の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

内容の説明ですけれども、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正案のほうで、第2条で欠席の届出ということで下線の部分を改正するものです。第2項も同じような内容であります。それから、第88条として、請願書の記載事項等ということで、その下線の部分を変更させていただくということであります。中身につきましては、休会中の全員協議会で説明のあったとおりでありまして、欠席の届出、請願書の記載事項等について改正するものであります。

本文に返っていただきまして、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終了します。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 選挙第1号

○議長（中井 勝君） 日程第16、選挙第1号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、美方郡広域事務組合の議会議員に池田宜広君を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました池田宜広君を美方郡広域事務組合の議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、池田宜広君が美方郡広域事務組合の議会議員に当選されました。

当選された池田宜広君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第17、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がなされておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定します。

新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月8日の開会以来、会期末となる本日まで、条例の改正、令和3年度一般会計補正予算など重要な案件について審議してまいりました。審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであり、その御精励に対し深く敬意を表します。また、町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう、強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 6月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の結果の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新温泉町のさらなる発展に向けて、一層の御支援、御協力を心よりお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第108回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時56分閉会
